

7 桑 産 第 6 号  
令 和 7 年 1 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桑折町長

|                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 桑折町<br>(301)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 松原・成田地区<br>(松原上・中・下、上・下成田、牛沢集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年11月27日<br>(第1回)             |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は桑折町西部に位置し、JR東北本線、東北自動車道、東北中央自動車道(接続する桑折JCTを含む)が縦横断する地区である。地区西側の山林には林道沿いにかつて開墾した農地が多く存在するものの、耕作の様子は見られず、担い手の減少から再生の見込みも立たず、山林原野化が進んでいる。また、山間部に生息するイノシシ、クマ、ニホンザルによる鳥獣被害に長年悩まされる状況にあることで、地域住民の日常生活にも悪影響が生じているとともに、農業離れが進んでいる。

地区の中央や東部の平地部においては、農地基盤整備事業が実施された水田がある一方で未整備の水田も混在しており、狭小農地、不整形農地などの営農条件が不利な農地は、耕作放棄地となる可能性が高く、東北中央自動車道の整備や近隣地域での商工業への大規模な開発もあり、担い手が不足している現状において、地域農業との住み分けについての検討が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

稲作では、圃場整備を行った水田を中心に優良農地を引き続き守るべく、地域としての管理と農業の担い手による集積を進めるほか、営農条件に応じた転作(大豆・麦等)についても検討を進める。

畑・樹園地については町の主要作物である果樹(桃・リンゴ等)や野菜(きゅうり、アスパラガス等)の栽培を中心に農地の集積・集約を進めるほか、地区内外から新規就農者の確保を推進し、優良農地の営農を維持する。また、中山間地においては電気柵等の有害鳥獣対策を実施し、優良な農地を守る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 190 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 172 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、有害鳥獣の侵入防止柵を目安として中山間地等における今後農地としての再生・利用が見込めないと結論付けられた農地を区域から除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地利用最適化推進委員と農地バンクが連携し、規模縮小や離農により新たな不耕作地が発生した際の農地を担う者へスムーズな利用調整が図れるように細やかな情報共有を徹底する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指すため、耕作をしていない農地所有者へ貸付けを促す。また、耕作者が病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクを活用し、新たな受け手へのスムーズな付け替えを進めることができるように、情報共有・連携を図る。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

農道の幅員が狭く大型農機の乗り入れが出来ない農地や、狭小・不整形農地など効率的な営農ができない農地については大規模農家が担うことは困難であることから、複数農地の一体的な利用を図るため、畦畔除去等、営農条件の改善等に向けた支援について、国・県・農地中間管理機構の補助事業の利用も検討しながら町による支援についても協議・検討を進めていく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

既存耕作者の営農に支障ない範囲内において新規就農者(予定を含む)が将来の担い手として営農規模を拡大出来るよう、計画的な農地利用について定期的に地域で話し合い、確保・育成を図る。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

高齢化の進む現状で、必要労力の多い作業については、みらいアグリサービス株式会社等の事業体と連携しながら、農作業委託について調整を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                     |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                                     |      |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/>            | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/>            | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>            | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

① 有害鳥獣対策実施隊による捕獲・駆除と並行して侵入防止柵の適正な維持管理(草刈り等)を実施し、集落内への侵入を防ぐとともに、花火等による忌避策や誘因となるやぶの除去や放任果樹の伐採により住み分けを図っていく。

⑦ 多面的機能支払制度を活用した以下の団体を中心に農地・水路等の維持管理を行う。

＜広域組織＞

上成田活動組織、牛沢保全会

⑩ 小規模農地・不整形地の効率的利用を推進するため、複数農地の一体的な活用について基盤整備・営農条件の改善を含め検討を進める。